

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

広島県及び呉市が公表している「洪水ハザードマップ」によると、当商工会安浦支所が立地する安浦地区において、野呂川水系などによる洪水により、安浦地区中心市街地において、広い範囲で浸水が予想されており、5 m以上10 m未満の区域も存在する。

■洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

■呉市洪水ハザードマップ

[洪水ハザードマップ - 呉市ホームページ \(kure.lg.jp\)](http://www.kure.lg.jp/portal/2016/04/20160420_01_hazard_map.html)

○ 野呂川洪水ハザードマップ [72166.pdf \(kure.lg.jp\)](http://www.kure.lg.jp/portal/2016/04/20160420_01_hazard_map.html)

(土砂災害：ハザードマップ)

広島県及び呉市が公表している「土砂災害ハザードマップ」によると、当商工会地域は、島嶼部・山間部とも山から海へ急峻で平地が少ない地形であるため、土石流・急傾斜による土砂災害特別警戒区域が海岸線まで広く存在しており、全ての地域が該当している。

■土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

■呉市土砂災害ハザードマップ

[土砂災害ハザードマップ - 呉市ホームページ \(kure.lg.jp\)](http://www.kure.lg.jp/portal/2016/04/20160420_01_hazard_map.html)

(地震：地震調査研究推進本部、広島県地震被害想定調査報告書)

文部科学省 地震調査研究推進本部及び広島県によると、南海トラフ地震においては最大震度6弱の地震が30年以内に70～80%の確率で発生すると予想されている。

また、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震においては、最大震度6強以上の地震が30年以内に40%程度の確率で発生するとされている。

■広島県地震被害想定調査報告書

[広島県地震被害想定調査報告書 | 広島県 \(hiroshima.lg.jp\)](http://www.hiroshima.lg.jp/portal/2016/04/20160420_01_hazard_map.html)

■安芸灘～伊予灘～豊後水道地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k26_aki_iyo_bungo/

■南海トラフで発生する地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/

■呉市地震ハザードマップ

[3968.pdf \(kure.lg.jp\)](http://www.kure.lg.jp/portal/2016/04/20160420_01_hazard_map.html)

(津波・高潮：ハザードマップ)

広島県及び呉市が公表している「津波・高潮ハザードマップ」によると、南海トラフ地震において最大で3.6 mの津波が予想されている。また、高潮により沿岸部で5 m以上10 m未満の浸水が予想されている地域もある。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■呉市津波ハザードマップ

[津波ハザードマップ - 呉市ホームページ \(kure.lg.jp\)](http://www.kure.lg.jp/portal/2016/04/20160420_01_hazard_map.html)

■呉市高潮ハザードマップ

[高潮ハザードマップ - 呉市ホームページ \(kure.lg.jp\)](http://www.kure.lg.jp/portal/2016/04/20160420_01_hazard_map.html)

(感染症)

新型インフルエンザは、10～40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、

新型コロナウイルスのように、国民の大部分が免疫を獲得していないウイルスの出現により、全国的に急速にまん延し、市民の生命・健康に重大な影響を与える恐れがある。

■内閣感染症危機管理統括庁

[内閣感染症危機管理統括庁ホームページ \(caicm.go.jp\)](https://caicm.go.jp)

■呉市新型コロナウイルス関連（最新情報）

[【新型コロナウイルス関連】最新情報 - 呉市ホームページ \(kure.lg.jp\)](https://kure.lg.jp)

（２）商工業者の状況

① 呉広域商工会地域の事業者数

【商工会実態調査での５カ年の推移】

	平成 30 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日	減少数	対比
商工業者数	1, 9 7 0	1, 8 7 0	▲ 1 0 0	94.9%
小規模事業者数	1, 7 0 7	1, 6 3 7	▲ 7 0	95.9%
会員数（法定・定款）	1, 1 7 9	1, 0 7 4	▲ 1 0 5	91.1%

② 呉広域商工会の会員数（法定・定款・特別会員を含む）

【地区別会員数の５カ年の推移】

	平成 30 年 3 月末	令和 5 年 3 月末	減少数	対比
音 戸	2 0 0	1 8 2	▲ 1 8	91.0%
倉 橋	2 2 7	2 1 4	▲ 1 3	94.3%
川 尻	1 9 9	1 9 6	▲ 3	98.5%
安 浦	2 6 3	2 6 5	2	100.8%
下 蒲 刈	8 8	7 3	▲ 1 5	82.9%
蒲 刈	5 4	5 8	4	107.4%
豊 浜	4 4	3 3	▲ 1 1	75.0%
豊	8 4	7 1	▲ 1 3	84.5%
本 所	3 6	8 7	5 1	241.7%
計	1, 1 9 5	1, 1 7 9	▲ 1 6	98.7%

【直近の地区別・業種別会員数】

（令和 6 年 3 月末）

地区 業種	音戸	倉橋	川尻	安浦	下蒲刈	蒲刈	豊浜	豊	本所	合計
建設業	31	29	30	63	8	9	8	10	10	198
製造業	32	26	58	54	4	8	3	7	19	211
卸売業	8	9	5	8	3	1	3	5	8	50
小売業	51	42	35	53	19	15	13	23	6	257
飲食・宿泊業	12	14	10	20	7	8	1	11	11	94
サービス業	28	39	42	45	9	12	4	9	22	210
その他	16	42	20	20	22	6	1	5	15	147
合計	178	201	200	263	72	59	33	70	91	1,167

業種別順：小売業（22.0%）、製造業（18.0%）、サービス業（17.9%）、建設業（16.9%）

(3) これまでの取り組み

1) 呉市の取組

- ・地域防災計画の修正
法令の改正や、発生した災害の教訓を踏まえ、毎年、修正されている。
- ・防災訓練等の実施
例年、総合防災訓練を10月に、災害図上訓練を1月に実施している。また、地域に対して防災訓練の呼びかけを行い、市内各地で実施される訓練を支援している。
- ・防災行政無線、防災情報メール等による情報伝達
市内に373箇所の防災行政無線子局を設置するとともに、防災行政無線の放送内容を確認できるテレホンサービス、一斉電話伝達サービス、ホームページやSNS、防災情報メールなどを活用し、防災情報伝達を行っている。
- ・ハザードマップの作成
土砂、洪水、高潮、津波、地震、ため池についてのハザードマップが作成され、本庁舎や市民センターで配布、ホームページで公開されている。
- ・防災備品の分散備蓄
食料、毛布、ストーマ装具、簡易トイレなどの物資を、市内各地域の指定避難所等に分散備蓄している。
- ・災害協定の締結
県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応することとしている。
また、専門的な知識、資材、施設などを有する民間事業者との協定締結により、官民一体で災害に対応できる体制を構築している。
- ・民間施設を含めた新しい避難場所の検討
市民が避難しやすい環境を整えるため、民間施設を含めて新しい避難場所の指定を推進している。
- ・地域防災力の強化
住民が中心となり、地域に必要な防災活動を自らの力で展開していくため、自主防災組織の結成促進や活動助成のほか、防災講和や呉市防災リーダーの養成、強化研修を行っている。

2) 呉広域商工会の取り組み

① 西日本豪雨災害での被災

平成30年西日本豪雨災害では、当商工会地域一帯に多数の土石流が発生し、各種商工業者及び農林水産業者への大きな被害があった。また、野呂川水系の河川氾濫より安浦地区中心市街地での大規模な浸水や、川尻・蒲刈地区等沿岸部での浸水も見られた。

加えて、上下水道にも被害があり、各地域で断水が発生し、特に川尻地区は復旧まで約1ヶ月を要した。鉄道や道路にも大きな被害があり、交通の分断により陸の孤島となり、人流や物流に大きな影響をもたらし、復旧までに時間を費やした。

【平成30年 西日本豪雨災害における支所別被害状況】

支 所	会員数	被害件数	被害金額 (千円)	地区別被害率 (会員)	全体被害率 (金額)
安 浦	2 6 3	9 7	1,415,450	3 6. 9 %	8. 1 %
川 尻	1 9 9	4 4	111,000	2 2. 1 %	3. 7 %
音 戸	2 0 0	1 8	23,900	9. 0 %	1. 5 %
倉 橋	2 2 7	1 5	143,000	6. 6 %	1. 3 %
下蒲刈	8 8	1 0	10,600	1 1. 4 %	0. 8 %
蒲 刈	5 4	8	3,350	1 4. 8 %	0. 7 %
豊 浜	4 4	0	0	0 %	0 %
豊	8 4	1	1,000	1. 2 %	0. 1 %
本 所	3 6	0	0	0 %	0 %
合 計	1, 1 9 5	1 9 3	1,708,300	—	1 6. 2 %

② 第1次計画（R2～R6）の実績・振り返り

ア) 平成30年の西日本豪雨災害で甚大な被害を受けた呉広域商工会地域を、素早い復興に繋げる目的で、令和2年3月6日付け、事業継続力強化支援計画（第1次）を策定した。

イ) 災害復旧のための補助事業の取り組み

項目	内容	必要経費等
小規模事業者被災地型持続化補助金	平成30年度 52事業所 平成31年度 70事業所	上限2000千円（国） 上限250千円（県） （補助率3/4）
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画	中小企業等グループの参加企業数 企業・団体数 107者 （内）中小企業者 105者 中小企業者以外 2者	事業に要する経費 583,670千円 補助金申請額 431,170千円（補助率3/4）

ウ) BCPセミナー等の開催

毎年度、当商工会及び呉市が主催するBCPセミナー等を開催し、事業者への参加を促進した。また、事業者BCP策定セミナーを、令和2年1月20日～22日（3日間）開催し、事業者の計画策定の促進を図った。

エ) 事業者のBCP計画策定等の状況

【事業継続力強化計画策定件数】 (件)

項目	R2	R3	R4	R5	R6	計
目標件数	10	10	10	10	10	50
実績件数	23	6	3	4		36
達成率	230%	60%	30%	40%		72%

【事業継続力強化計画フォローアップ件数】 (件・回)

項目	R2	R3	R4	R5	R6	計
策定事業者数	23	6	3	4		36
フォロー回数	73	19	9	10		111

オ) 在宅勤務制度の導入

令和3年5月より在宅勤務制度を導入し、感染症のまん延と職場閉鎖のリスクを軽減するためテレワークを継続実施している。

カ) 会員へのタイムリーな情報提供

R3年9月より、LINE公式アカウント「呉広域商工会」を開設し、タイムリーな情報を登録会員へプッシュ型で通知している。

キ) 先進事例としての情報発信

R4年7月に先進事例として、中国経済産業局のHPで呉広域商工会の取組みと策定済事業者の声を掲載頂き、情報発信した。

ク) リスクマネジメントとしての共済・保険制度の加入促進

II. 課題

平成30年の被災直後は復興・復旧のため、地域ぐるみでのグループ補助金の獲得や、事業者BCP計画の策定が進んだ。しかしながら、災害から6年が経過し、事業者の危機意識と被災経験が薄れている中で、計画策定等の話を進めるものの反応が鈍く策定件数が伸び悩んでいる状況である。今後は、より丁寧な説明やフォローによって、1件1件着実に計画策定へと繋げてゆく必要がある。

リスクマネジメントとしての共済・保険に対する助言を行える経営指導員が少ないことも課題である。また、当会の危機管理（BCPマニュアル）は策定しているものの、職員の人事異動による認知不足と絶対的なマンパワー不足があり、災害時に機能するようなコンパクトで実のある内容に改定する必要

がある。

さらに新たな危機としての感染症対策についても、速やかに感染拡大防止に対処するよう、組織内の体制や分散勤務、関係機関との連絡体制を構築する必要が求められる。

Ⅲ. 目標

- ・日本各地で起こる大規模災害に対しては、事前対策が重要であり、地区内小規模事業者、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有対策を円滑に行うため、当会と呉市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングが無いことから、「海外発生期」、「国内患者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染拡大期」に区分し）には、速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連絡体制を構築する。
- ・各種保険会社と連携した災害発生に備えた保険制度の加入や見直しの推進を図る。
- ・小規模事業者の事業者BCP及び事業継続力強化計画の策定支援を行う。

【成果目標】

項 目	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
支援対象事業者数	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
B C P ・ 事業継続力強化計画等	5	5	5	5	5

その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と呉市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策等）について説明する。
- ・商工会報や呉市政だより、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、いつでも・どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の新しい情報を入手し、不確かな情報に惑わされることの無いよう、冷静に対応するよう周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ各種支援策を提供し、オフィスの換気やまん延防止設備の導入、テレワーク実現のた

めのIT環境整備等の促進を支援する。

2) 呉広域商工会事業継続計画の作成

- ・当会の「呉広域商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」（令和3年7月16日更新）には、感染症対策が記載されていない為、その対策を加える。また、災害時に速やかに行動ができるようコンパクトで実のある内容に更新し、職員に周知する。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県共済及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや各種保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者が策定したBCPや事業継続力強化計画の取組み状況を確認し、必要に応じてフォローアップする。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・災害が発生したと仮定し、呉市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後すみやかに職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と呉市で共有する。）
- ・国内感染症発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の衛生管理、手洗いうがいの励行を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、呉市における感染症対策本部の指示に基づき対策を講じる。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と呉市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、情報を共有する。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

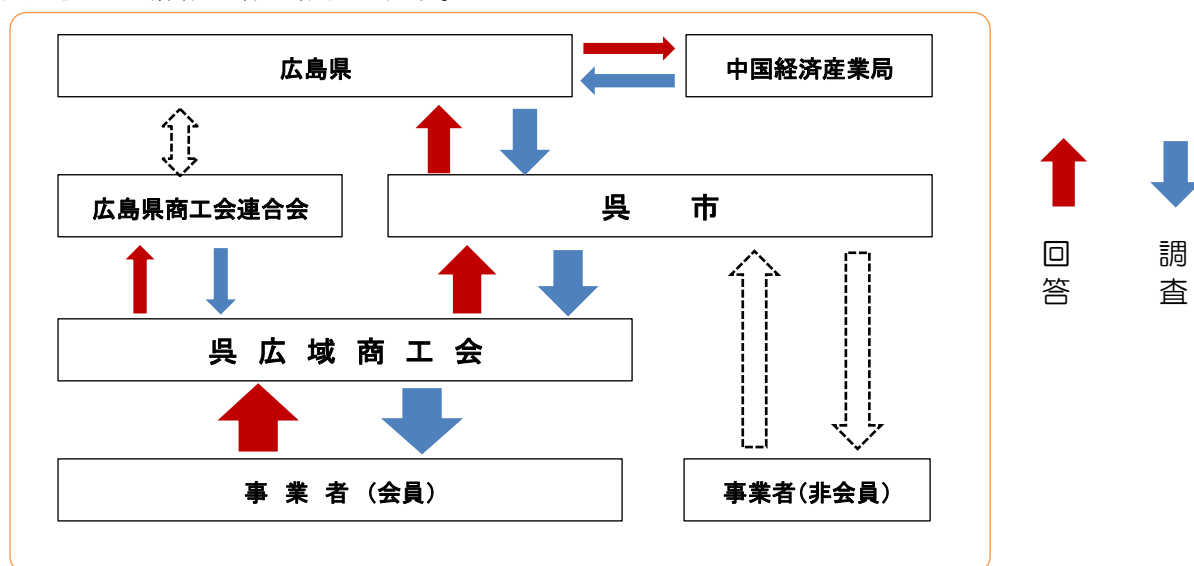
＊なお、連絡が取れない場合は、大規模災害が発生していると想定する。

- ・本計画により、当会と呉市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回共有する。
2週間～1カ月	1週間に1回共有する。
1か月以降	2週間に1回共有する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と呉市は自然災害による被災状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と呉市が共有した情報を、広島県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と呉市が共有した情報を、広島県の担当課へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有・報告を行う。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、呉市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、呉市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援施策や相談窓口の開設を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・広島県及び呉市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や呉市、広島県商工会連合会等に相談する。

その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

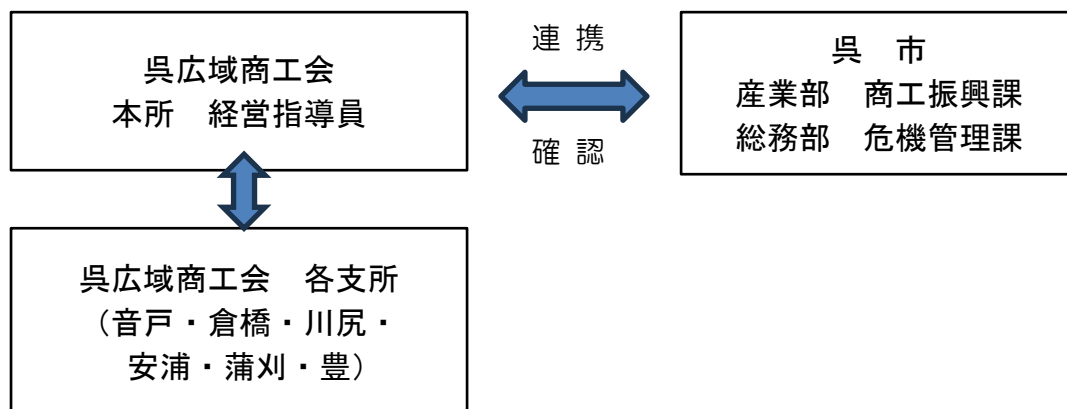
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 4 月現在)

- (1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 西野 正治 (呉広域商工会 本所：TEL0823-70-5660)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

- ① 商工会
呉広域商工会 経営支援課
〒737-2607 広島県呉市川尻町東 2 - 3 - 2 3
TEL : 0823-70-5660 / FAX : 0823-87-3318
E-mail : kure-kouiki@hint.or.jp

- ② 関係市町
呉市役所 産業部 商工振興課
〒737-8501 広島県呉市中央 4 - 1 - 6
TEL : 0823-25-3310 / FAX : 0823-25-7592
E-mail : syoukou@city.kure.lg.jp

その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・講師謝金	100	100	100	100	100
・旅費	100	100	100	100	100
・広報費	200	200	200	200	200
・雑費・消耗品費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、広島県の補助金、呉市の補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等